

○飯塚市私立保育所等特別保育事業費補助金交付要綱

平成23年6月13日

飯塚市告示第183号

改正 H25-80、H27-378

(目的)

第1条 市長は、乳幼児及び児童の福祉の増進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設のうち、国又は地方公共団体以外の者が運営する保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「私立保育所等」という。）が実施する特別保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(H27-378一改)

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる特別保育事業は、別表に定める事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業ごとに市長が別に定める基準により算定した額と、補助対象事業の実施に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする私立保育所等は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(H27-378一改)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により私立保育所等に通知するものとする。

(H27-378一改)

(実績報告)

第6条 私立保育所等は、事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第3号）に

関係書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(H27-378一改)

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金確定通知(様式第4号)により私立保育所等に通知するものとする。

(H27-378一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日 告示第80号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月21日 告示第378号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

(H27-378一改)

事業名	事業内容
延長保育促進事業	保護者の就労形態の多様化、就労場所の広域化等に対応するため、保育所の開所時間を超えて保育を行う。
一時預かり事業 (一般型)	保護者の病気や冠婚葬祭等の緊急時及び仕事の都合等により、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を預かる。
一時預かり事業 (幼稚園型)	保護者の就労等に対応するため、主に在籍園児を対象に平日の教育時間前後や長期休業日等に預かりを行う。
保育所地域活動事業	<p>1 保育所世代間・異年齢児交流事業</p> <p>保育所行事の中で祖父母や地域の高齢者、地域の在宅児童等を招いて、世代間交流を行う。</p> <p>2 保育所体験特別事業</p> <p>適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、在宅児と保育所入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援する。</p>
障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を行う。

様式第1号(第4条関係)

(H25-80一改、H27-378全改)

(あて先)

年 月 日

飯塚市長

申請者

印

補助金交付申請書

1. 補助金等の名称 年度飯塚市私立保育所等特別保育事業費補助金
2. 交付を受けようとする補助金の額

金 _____ 円

内訳

- | | |
|--------------|---|
| (1) 延長保育促進事業 | 円 |
| (2) 一時預かり事業 | 円 |
| (3) 障がい児保育事業 | 円 |

3. 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

4. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 職員名簿

様式第2号(第5条関係)

(H27-378 一改)

第 号
年 月 日

(交付申請者)

様

飯塚市長

補助金の交付決定について(通知)

先に申請がありました下記の補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金等の名称 年度飯塚市私立保育所等特別保育事業費補助金
2. 交付決定額 一金 円也
3. 補助事業の内容
4. 交付条件
 - (1) 補助事業内容以外の事業の財源に充ててはならない。
 - (2) 事業の完了後、30日以内に実績報告を提出すること。
 - (3) 上記に違反した場合、補助金の全部または一部を返還させることがある。

様式第3号(第6条関係)

(H25-80、H27-378一改)

年 月 日

(宛先)

飯塚市長

所在地

施設名

施設長名

印

補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました、下記の補助金について、次のとおり事業の実績を報告します。

記

1. 補助金等の名称 年度飯塚市私立保育所等特別保育事業費補助金

2. 交付決定額 一金 _____ 円也

3. 補助所要額 一金 _____ 円也

4. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算(見込)書

(3) その他参考となる資料

様式第4号(第7条関係)

(H27-378一改)

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

補助金の交付額確定について(通知)

年 月 日付 第 号で交付決定した補助金については、年 月 日に実績報告を受け、次のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助金等の名称 年度飯塚市私立保育所等特別保育事業費補助金

2. 補助金確定額 一金 _____ 円也